

奥越ふれあい公園有料公園施設利用料減免申請【基準】

- 1 . 福井県、大野市、勝山市、大野勝山地区広域行政事務組合（以下「県等」という）が主催して行う行事に使用するとき。
- 2 . 県等が設置する委員会又は附属機関が、その目的のために主催して行う行事に使用するとき。
- 3 . 県等が共催又は、委託する行事を行う団体がその行事のため使用するとき。

減免申請を行う場合は、行事等の要綱（コピーでも可）を利用日当日に奥越ふれあい公園へ提出してください。